



中馬義直教授近影

中馬義直教授定年退官記念号の辞

中馬教授は、設立間もない筑波大学社会科学系に昭和五〇年四月から赴任され、昭和五八月四月一日をもって無事定年退官されることになり、我々は筑波法政第六号を中馬教授に捧げるものである。

中馬教授は、従来と異なる組織の下に構成された筑波大学において、教育面、研究面は言うに及ばず、社会学類長として管理職の面でも、類いまれな能力を発揮して来られたのである。教育面では、研究歴を反映して、民法と商法の両分野の講義を担当されていた。金融取引界の実情にも精通しておられるところから、民法と商法の両分野にまたがる研究論文が多いことは、業績表を見ていただければ一目瞭然であり、それらが学界からも実務界からも高く評価されていることは、周知の通りである。そして、研究熱心なところはいまだ衰えをみせず、サラ金規制立法等のいわゆる消費者問題の面でも日本私法学会で報告されるなど、ますます意気盛んで、我々の学ぶべきところは多々あり、定年退官とはいえ、筑波大学を去られることは、まことに残念で惜しまれる。また、社会学類長として社会科学系内で生じた紛糾に精力的に対処され、また学生処分問題ならびに入試問題等の難問山積の時期を真摯に職務を全うされ、我々に深い感銘を与えたことも記憶に新しいところである。

中馬教授におかれては、本学を去られた後も、ますます健康で、教育、研究にいそしまれ、残る我々を御指導下さるようお願いする次第である。

筑波大学社会科学系法政教官一同

一九八三年三月吉日

略歴

大正九年二月一七日 鹿児島県国分市に生まる

学業

昭和二年 三月 鹿児島県立加治木中学校第四学年修了

同 四月 陸軍士官学校予科に入校

昭和一四年 九月 陸軍士官学校卒業（第五二期工兵科中国語選修）

昭和一七年 四月 陸軍科学学校（普通科）に入校

同 九月 同校普通科卒業。引続き高等科学生として修業を命ぜらる

同 一二月 同校退校（所属帥団出戦のため）

昭和二二年 四月 鹿児島農林専門学校農芸化学科に入学

昭和二三年 三月 右第一学年修了・退学

同 四月 東京大学法学部に入学

昭和二六年 三月 右法律学科卒業（英米法履修）

職歴

昭和一四年一月 任陸軍工兵少尉（昭和一九年一二月任陸軍少佐）

昭和二〇年二月 予備役編入

自昭和二〇年二月 農業ならびに独学

至昭和二二年 三月

昭和二六年 四月 商工組合中央金庫職員を命ぜらる。

昭和三一年 一月 文部教官に任ぜらる（鹿児島県大学助手

教育学部

昭和三三年 四月 講師に昇任

昭和三四年一〇月 鹿児島大学文理学部（法学科）講師に併任（昭和三九年三月まで継続）

昭和三六年一〇月 助教授に昇任

昭和三九年 四月 神奈川大学教員（法経学部助教授）を命ぜらる

昭和四〇年 四月 法学部助教授（組織変更）

昭和四一年一〇月 教授に昇任

昭和四三年 四月 青山学院教員（大学法学部教授）を命ぜらる

昭和五〇年 四月 文部教官に任ぜらる（筑波大学助教授社会学系）

昭和五一年 四月 教授に昇任。現在に至る

（自昭和五四年四月至昭和五六年三月筑波大学評議員・社会学類長）

（自昭和五四年四月至昭和五五年三月筑波大学就職委員長）

昭和五一年 四月 教授に昇任。現在に至る

（自昭和五四年四月至昭和五六年三月筑波大学評議員・社会学類長）

（自昭和五四年四月至昭和五五年三月筑波大学就職委員長）

昭和五一年 四月 教授に昇任。現在に至る

（自昭和五四年四月至昭和五六年三月筑波大学評議員・社会学類長）

（自昭和五四年四月至昭和五五年三月筑波大学就職委員長）

昭和五一年 四月 教授に昇任。現在に至る

（自昭和五四年四月至昭和五六年三月筑波大学評議員・社会学類長）

昭和五一年 四月 教授に昇任。現在に至る

（自昭和五四年四月至昭和五五年三月筑波大学就職委員長）

昭和五一年 四月 教授に昇任。現在に至る

（自昭和五四年四月至昭和五六年三月筑波大学評議員・社会学類長）

業績

一 著書

第三者のためにする契約

総合判例研究
叢書民法の
斐閣

昭和四〇年一〇月

入門銀行取引法講座(1)
預金

金融財政事情
研究会

昭和四五年三月

当座勘定取引と法律

全国地方銀行
協会

昭和五一年六月

注釈：銀行取引約定書・
当座勘定規定(共著)

有斐閣新書

昭和五四年九月

二 論文

根抵当権の性質に関する
一考察

鹿児島大学教
育学部研究紀
要八卷

昭和三一年一二月

民法第一七五条論

鹿児島大学教
育学部研究紀
要九卷

昭和三二年一二月

保険金債権と物上代位

損害保険研究
二一巻三三〇

昭和三四年八月

保険金債権上の質権と抵
当権に基づく物上代位

私法二一〇号

昭和三四年一〇月

試論・第三者のためにす
る契約

鹿児島大学教
育学部研究紀
要一二巻

昭和三五年一二月

手形の偽造と一般外観理
論

永田菊四郎博
士記念・法学
題・日本大学

昭和三七年四月

預金契約

電信送金と第三者のため
にする契約

契約法大系V
(有斐閣)

昭和三八年六月

保険金請求権上の質権と
抵当権による物上代位

判例演習 債
権法1(有斐
閣)

昭和三八年一二月

債権担保のためにするい
わゆる代金代理受領権委
任契約の法律的性質

ジュリスト三
〇〇号学説展
望

昭和三九年六月

第三者のためにする契約
(五三七条、五三九条)

神奈川法学一
卷一号・神奈
川大学法学会

昭和四〇年一二月

預金の差押と相殺付
要求払預金による相殺

注釈民法(四)
(有斐閣)

昭和四一年九月

無記名・第三者名義預金
の預金者の認定

金融法務事情
485号

昭和四二年八月

不渡異議申立提供金をめ
ぐる諸問題

金融法務事情
512号

昭和四三年六月

銀行取引約定書(1条、
3条、6条、8条、10条、
14条)

注釈民法(四)
(有斐閣)

昭和四四年一二月

盗品・遺失物等の売買に
伴う不当利益の返還に
関する「現存利益」の概念に
関して

谷口平教授
還暦記念：不
当利得・事務
管理の研究

昭和四五年三月

会社の計算

注釈会社法(6)
(有斐閣)以
下同じ

昭和四五年六月

III

社債権者集会 合資会社	注釈会社法(7)	昭和四六年 一月	消費者契約	ジュリスト増 刊消費者問題	昭和五四年 一月
有限会社・会社の管理 期限の利益喪失約款	注釈会社法(1) 注釈会社法(9)	昭和四六年 九月	サラ金規制法(案)の問 題点について	サラ金対策ニ ユース23号	昭和五四年 二月
預金契約の成立の時期	演習民法(総 則・物権)(青 林書院新社)	昭和四六年一〇月	契約の効力	判例・先例金 融取引法	昭和五四年一二月
差し押えられた債権を受 働債権とする相殺	金融法務事情 創刊20周年記 念金融法務 100講	昭和四八年 七月	営業(開業)規制	新版・民法演 習4債権各論 (有斐閣)	昭和五五年 三月
譲渡担保と火災保険ない し火災共済(一)	法学教室第2 期第六号(有 斐閣)	昭和四九年 一月	サラ金規制のあり方	私法四三号 「サラ金規制 法の検討」	昭和五五年一〇月
同 (二)	筑波法政第一 号	昭和五三年 三月	預金者の認定(講演)	東弁一人間破 壊」	昭和五五年一月
出資取締法と利息制限法 の關係	筑波法政第二 号	昭和五四年 三月	営農貯金(購買貯金)の 法的性質	(於東京地裁 講堂)	昭和五六年 三月
保険金請求権への物上代 位と保険金請求権上の質 権との優劣	ジュリスト664 号「特集消費 者信用」	昭和五三年 五月	金融取引と時効	農協金融法務 94号	昭和五六年 八月
保険の目的物の譲渡をめ ぐる二、三の疑問	ジュリスト民 法の争点	昭和五三年 七月	営農貯金(購買貯金)貨 越の法的性質と効力	手形研究319号	昭和五六年一二月
所有者としての被保険利 益と所有権	相馬勝夫先生 古稀記念論文 集(専修大学 出版部)	昭和五三年 九月	印鑑照合義務	農協金融法務 106号	昭和五七年 七月
	ジュリスト商 法の争点	昭和五三年一二月	多額の借財と担保提供 保証債務	金融法務事情 一〇〇〇号記 念特大号	昭和五七年 八月
				手形研究330号	昭和五七年 九月
				新版・判例演 習民法3債権 総論(有斐閣)	昭和五七年 九月

預金者の認定

現代契約法大系第四卷(有斐閣) 近刊

三 判例研究

抵当権と従物

ジュリスト別冊民法の判例(第二版) 昭和四六年二月

便宜扱による預金払戻と銀行の免責

ジュリスト別冊銀行取引判例百選(新編) 昭和四七年二月

無記名定期預金を担保とする貸付と民法478条の類推適用

ジュリスト別冊重要判例解説 昭和四九年七月

時効援用と債権者代位権

ジュリスト別冊民法判例百選II(債権) 昭和五〇年三月

譲渡禁止特約付債権における譲渡の承諾と差押・転付命令との関係

ジュリスト別冊重要判例解説 昭和五三年六月

預入行為者名義でされた記名式定期預金の預金者が出捐者とされた事例

判例評論233号 昭和五三年七月

根抵当極度額を超える剰余金の配当

ジュリスト別冊民法の判例(第三版) 昭和五四年二月

銀行内部の取扱ミスにより預金者の第三者に対する債権が取立困難となった場合における銀行の責任

判例タイムズ30号昭和53年度民事主要判例解説 昭和五四年九月

コンピューターの操作ミスによる不渡手形の支払と不当利得の成否

判例タイムズ41号昭和54年度民事主要判例解説 昭和五五年六月

記名式定期預金担保貸付・相殺に民法478条の類推適用が否定された事例

判例評論261号 昭和五五年一月

記名式定期預金担保貸付後の相殺と民法478条の類推適用

判例タイムズ43号昭和55年度民事主要判例解説 昭和五六年六月

四 その他

現実的履行の強制・債務不履行

民法(4)債権総論(有斐閣) 昭和四五年二月

債権の譲渡

基本法コンメンタル民法II債権法(日本評論社) 昭和四七年二月

金銭の貸借

民法入門(有斐閣) 昭和四七年二月

銀行取引契約

契約の法律相談(1)(有斐閣) 昭和五〇年一月

保証・その他

金融法(有斐閣) 昭和五〇年六月

買主側の履行

動産売買法(有斐閣) 昭和五一年三月

以上のほか、判例評釈、座談会討論記録、法務時評、辞典分担執筆など、多数がある。